

瀬戸市社会教育委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月28日

瀬戸市長 増岡錦也

瀬戸市条例第7号

瀬戸市社会教育委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市社会教育委員の定数等に関する条例（昭和24年瀬戸市条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>瀬戸市社会教育委員に関する条例</u></p> <p><u>(趣旨)</u></p> <p>第1条 この条例は、<u>社会教育法（昭和24年法律第207号）第18条の規定に基づき、社会教育委員の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>(定数)</u></p> <p>第2条 <省略></p> <p><u>(委嘱の基準)</u></p> <p>第3条 委員は、次に掲げる者の中から教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1) <u>学校教育の関係者</u></p> <p>(2) <u>社会教育の関係者</u></p> <p>(3) <u>家庭教育の向上に資する活動を行う者</u></p> <p>(4) <u>学識経験のある者</u></p> <p><u>(任期)</u></p> <p>第4条 委員の任期は、<u>2年とする。ただし、再任を妨げない。</u></p>	<p><u>瀬戸市社会教育委員の定数等に関する条例</u></p> <p>第1条 社会教育法（昭和24年6月10日法律第207号）<u>第15条の規定に基づき、本市に瀬戸市社会教育委員（以下委員という。）を置く。</u></p> <p>第2条 <省略></p> <p>第3条 委員の任期は、<u>1年とする。但し、重任を妨げない。</u></p>

<p>2 <u>委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p>	
<p>3 <u>教育委員会は、特別の事情がある場合には、委員の任期中でも委員の委嘱を解くことができる。</u></p>	
<p><u>(委任)</u></p>	<p><u>第4条</u> 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p><u>第5条</u> 特別の事情がある場合には、委員の任期中でも解嘱することができる。</p>
<p><u>第5条</u> この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p>	<p><u>第6条</u> この条例に定めるものの外、必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p>

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。